

鳥取県告示第二百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平塚 まゆみ	鳥薬第八三七号	平成五年三月八日

鳥取県告示第二百六十六号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業長和瀬地区農道整備
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業姉泊地区農道整備

平成三年三月二十日
平成四年三月十八日

鳥取県告示第二百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大途三六九の三・三七〇・三七一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百六十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一万分の一地形図作成）
- 二 作業地域 鳥取市及び岩美郡国府町
- 三 終了年月日 平成五年二月十五日

鳥取県告示第二百六十九号

昭和三十三年五月鳥取県告示第四百七十二号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中2の項を削る。

鳥取県告示第二百七十号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成五年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表に次のように加える。

基点一	東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷二〇二九地先の標柱
基点二	基点一から三〇二度一五分〇〇秒七五・〇〇メートルの点
基点三	基点二から二九七度一五分〇〇秒一〇三・五〇メートルの点
基点四	基点三から二六一度四五分〇〇秒一二九・〇〇メートルの点
基点五	基点四から二九四度三〇分〇〇秒四八・五〇メートルの点
基点六	基点五から二五八度三〇分〇〇秒六七・五〇メートルの点
基点七	基点六から二七七度一五分〇〇秒六八・五〇メートルの点
基点八	基点七から二九五度三〇分〇〇秒四二・〇〇メートルの点
基点九	基点八から三一二度一五分〇〇秒八九・〇〇メートルの点
基点十	基点九から二七五度三〇分〇〇秒一七六・〇〇メートルの点
基点十一	基点十から二六一度四五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの点

鳥取県鳥取沿岸
赤碕港海岸赤碕
地区海岸

基点十二	基点十一から二七六度四〇分〇〇秒一八一・五〇メートルの点
基点十三	基点十二から二九六度四〇分〇〇秒七二・〇〇メートルの点
基点十四	基点十三から三二四度四五分〇〇秒六二・五〇メートルの点
基点十五	基点十四から三五七度二〇分〇〇秒五四・〇〇メートルの点
基点十六	基点十五から三〇二度二〇分〇〇秒九三・〇〇メートルの点
基点十七	基点十六から五二度一四分〇〇秒七四・六〇メートルの点
基点十八	基点十七から一五三度四三分〇〇秒一五〇・〇〇メートルの点
基点十九	基点十八から八二度三分〇〇秒三九四・四〇メートルの点
基点二十	基点十九から一二〇度二分〇〇秒三一〇・六〇メートルの点
基点二十一	基点二十から三四七度二分〇〇秒五九・五〇メートルの点
基点二十二	基点二十一から一九度五一分〇〇秒一二三・三〇メートルの点
基点二十三	基点二十二から一九度五一分〇〇秒三五八・七〇メートルの点
基点二十四	基点二十三から一九度五一分〇〇秒一一五・〇〇メートルの点
基点二十五	基点一に同じ。

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第二号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市桂木警察官駐在所の項中「若葉台南一丁目」の下に「若葉台南二丁目」を、「若葉台南七丁目」の下に「若葉台北六丁目」を加え、同表の鳥取県智頭警察署の佐治村警察官駐在所の

項中 佐治村大字加瀬木 を 佐治村大字福園 に改め、同表の

鳥取県米子警察署の角盤町警察官派出所の項中「米原」の下に「米原一丁目、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目」を加え、同表の鳥取県米子警察署

の米子市彦名町警察官駐在所の項中

米子市のうち
彦名町

を

米子
彦

市のうち

名町、彦名新田

に改め、同表の鳥取県黒坂警察署の日野町根雨上町警

察官駐在所の項中

日野町根雨上町警察官駐在所

日野町根雨

を

日野町高尾警察官駐在所

日野町高尾

に改め、「根雨の一

部」の下に「(通称一区、二区、三区)」を、「秋縄」の下に「板井原

金持、高尾」を加え、同表の鳥取県黒坂警察署の日野町根雨中町警察官駐

在所の項中

日野町根雨中町警察官駐在所

を

日野町根雨警察官駐在

所 」、板井原、金持」を「(通称四区、五区、六区)」に改

め、「高尾」を削る。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の
規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

平成五年三月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フロンティアSPAA	奥村遊機株式会社
〃	スノークマン	〃
〃	カミナリボーイ	〃
〃	パリスリキングSP	〃
〃	フライングドールAAA	〃
〃	カジノシチマー	マシホン工業株式会社
〃	ロックスンビート	〃
〃	フライングアマン	〃
〃	チャイナタカカン	〃

〃	びっくりマン	〃
〃	デジタルボット	株式会社ソフイテ
〃	バックンゴカル P-3	〃
〃	キングスライオンA	〃
〃	ラゾンデーパー2	〃
〃	ホールインワン	株式会社まさむら遊機
〃	ローリングスター2	〃
〃	エキサイトジャック3	株式会社ニューギン
〃	CREKトリー	〃
じゃん球遊技機	雀魔王Ⅲ	サミー工業株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】